15号

# 动物等层

小山田地区市民センター TEL:328-1001

ホームページアドレス

http://oyamada3320.sakura.ne.jp



## スポーツフェスタが開催されました

第46回 四日市市民スポーツフェスタが10月11日(日)に行われました。

小山田地区からは、校区別リレー、ファミリーバドミントンなどにたくさんの方が参加され、ファミリーバドミントンでは、3位入賞を果たしました。

また、スポーツフェスタの開会式で、 永年にわたりスポーツ推進委員として 生涯スポーツの振興に寄与され、健康 で明るい街づくりに貢献された功績に より、表彰されました。



四日市市スポーツ推進委員 在職5年表彰 矢田 純一 さん (西山町)

# おめでとうございます

A PARTIES AND A

# 寄せ植え教室

12月10日(木) 13:30~15:30

場 所:小山田地区市民センター 2階 大会議室 講 師:NPO法人 花里 副理事長 伊藤 千里さん 材料費:2000円(鉢・花・土すべて含みます)

持ち物:エプロン・新聞紙

定 員:25名(定員になり次第締め切らせていただきます)

申 込:小山田地区市民センター 窓口または電話

TEL: 328-1001

※11月16日(月)AM10:00から受付開始



市民センターに見本を展示しています。花材は入荷状況により 若干異なる場合があります。

# 参加省募集

# 『お正月料理教室』開催

日 時:12月3日(木)10:00~13:00 場 所:小山田地区市民センター 2階 実習室

材料費:500円 定 員:18名

持ち物:米0.5合・エプロン・三角巾(スカーフ、

手ぬぐい)・ふきん・台ふき

申 込:小山田地区市民センター TEL:328-1001

11月25日(水)まで

※欠席の場合は11/27(金) までにご連絡ください。



# 「おせち」 ●親子寿司 ●三種盛り (門松・柚子なますりんごきんとん) ●日の出ミートローフ ●筑前煮 ●抹茶かん

四日市市食生活改善推進協議会

### マイナンバー制度に便乗した不正な 勧誘や個人情報の取得にご注意を!

マイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてほしい」「個人情報を調査する」など という不審な電話やメールなどに十分注意してください。

市役所等の公的機関が、電話でマイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続き に関して、口座番号などを聞くことはありません。

マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断るようにしてください。 少しでも不安に思ったら、お気軽に、市民・消費生活相談室 相談専用電話 TEL:354-8264 ※相談時間:月~金9:00~12:00と13:00~16:00 または、最寄りの警察などにご相談ください。

問合せ:市民・消費生活相談室(四日市市役所1階) TEL:354-8147

# 平成27年度臨時福祉給付金の申請はお済ですか?

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、平成27年度分市民税(均等割)が課税されない人を 対象に、「平成27年度臨時福祉給付金」を支給しています。

ただし、課税されている人に扶養されている場合、生活保護の受給者である場合などは対象外です。 受付期限は、平成28年1月29日(金)です。期限までに受付がお済みになりませんと、支給対象であって も臨時福祉給付金が支給されませんのでご注意ください。

支給対象と思われる人で、まだ申請されていない人は、下記までご連絡をお願いします。

問合せ:臨時福祉給付金室 TEL:354-8092 FAX:354-8093

## \*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

# 住宅リフォーム事業費補助金を追加募集します

市内に本社がある建設業者により、現在お住まいの住宅を改修される場合に、その費用の一部を助成します。

象:市内在住で、自己の所有する住宅に居住しており、世帯全員が、市税を滞納していない人

補助額:対象となる工事に要した費用の20%(1,000円未満切り捨て)で、10万円まで。

請:申請期間 平成27年10月14日~平成28年1月29日(土・日を除く)8:30~17:15 または、予算額に達した時点で終了

市役所7階商業勤労課に申請書など、必要書類をお持ちください。

その他:申請書は、商業勤労課窓口、各地区市民センターで配布する他、市ホームページ からもダウンロードできます。詳細については、商業勤労課にお問い合わせください。 なお、市ホームページにも掲載しています。

問合せ:商業勤労課 TEL:354-8175 FAX:354-8307

## ケータイ・スマホのフィルタリングが義務化!

三重県青少年健全育成条例改正 (7月1日施行)



フィルタリングは、インターネット上の有害な情報・サイトから、子どもを守る重要な手立てです。 ケータイやスマートフォンに絡んで子どもたちが被害にあうケースも多く報告されています。

お子さんを被害から守るために、お子さんのケータイやスマートフォンには ぜひフィルタリングを設定してください。

なお、三重県青少年健全育成条例の改正により、フィルタリングの設定が 保護者の義務(特例有)として定められました。

こども未来課青少年育成室 TEL: 354-8247

